― 早収料金の算定方法 ―

（4）当社は、別表第６の料金表を適用して、１９の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、１２－１（4）④の規定により、お客さまが１需要場所に２個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを１個として早収料金を算定いたします（（7）及び（8）の場合も同様といたします。）。

― 料金算定期間及び日割計算 ―

（5）当社は、（6）の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、１料金算定期間を「１か月」として早収料金を算定いたします。

（6）当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社及び当社（導管部門）の都合で料金算定期間の日数が３６日以上となった場合を除きます。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が２４日以下又は３６日以上となった場合

② ８なお書、８①ただし書及び８②の場合で、料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった場合

③ １０（1）から（3）の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった場合

④ ３５（1）の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった場合（１６（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

⑤ ３６の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった場合（１６（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

⑥ ３４の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

（7）当社は、（6）①から⑤までの規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第７によります。

（8）当社は、（6）⑥の規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第８によります。

― 遅収料金 ―

（9）料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

― 端数処理 ―

(10) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

― 適用料金の事前のお知らせ ―

(11) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

２３．単位料金の調整

（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第６の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６の２（2）のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８３円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８３円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨てます。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

８２，４４０円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表第６の２の（２）に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格

＝　トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４３０

＋　トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０６４８

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりＬＰＧ平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたします。

③　原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算定式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

２４．料金の精算等

（１）当社は、１８(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。

（２）当社は、すでに料金としていただいた金額と１８(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金とに差額が生じた場合には、これを精算いたします。

（３）当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、３３（２）で定める標準熱量より２パーセントを超えて低い場合には、別表第９の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果１円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

２５．保証金

（１）当社は、５（１）の申し込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の３か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前３か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。

（２）保証金の預かり期間は、２年以内といたします。

（3）当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後５日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。
（4）当社は、預かり期間経過後、又は１０の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（（3）に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年０．２パーセントの利率で、その預かり期間に応じて複利により計算いたします。

２６．料金の支払方法

料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の場合には払込みの方法によりお支払いいただきます。
①３６（1）①及び②に規程する料金
②口座振替若しくはクレジットカード払いが不能となっている場合

２７－１．料金の口座振替

（1）料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
（2）お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
（3）料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
（4）料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。

２７－２．料金のクレジットカード払い

（1）お客さまは料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
（2）お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。
（3）料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を、既にガスをお使いのお客さまはクレジットカード払い申し込み時点の支払い方法である口座振替又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。

２８．料金の払込み

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。
①当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
②当社の営業所等

２９．料金の当社への支払日

（1）当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
（2）当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した特約店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

３０．遅収料金の支払方法

（１）お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を翌月以降にお支払いいただきます。

（２）遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

３１．料金の支払順序

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

３２．料金以外の費用の支払方法

料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

① 当社が指定した金融機関

② 当社の営業所等

Ⅵ 供　給

３３．供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

（１）当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示すもので、別表第１０の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。

（２）供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は１３Ａですので、消費機器は１３Ａとされている消費機器が適合いたします。

熱　量	標準熱量	４５メガジュール
	最低熱量	４４メガジュール
圧　力	最高圧力	２．５キロパスカル
	最低圧力	１．０キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	４７
	最低燃焼速度	３５
	最高ウォッベ指数	５７．８
	最低ウォッベ指数	５２．７
	ガスグループ	１３Ａ
	燃焼性の類別（旧呼称）	１３Ａ

（３）当社は、（２）に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

（４）当社は、（２）に規定するガスの熱量等及び（３）の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

３４．供給又は使用の制限等

（１）当社は、受入地点において注入するガスの熱量等が３３の規定と相違する場合には当社（導管部門）の求めによりガスの注入を中止することがあります。

（２）次の事由のいずれかに該当する場合には、当社（導管部門）の求めによりガスの供給を制限又は中止することがあります。

① 当社の注入ガス量が当社（導管部門）の通知する注入指示量と著しく乖離する場合

② お客さまが 43 に掲げる当社（導管部門）係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合

③　お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合
④　お客さまが、３８、４０、及び４１の保安に係る当社（導管部門）への協力又は責任の規定に違反した場合

（3）当社が（1）（2）にかかわらずガスの注入又は供給を制限又は中止しない場合には、当社（導管部門）によりガスの供給の制限又は中止される場合があります。その際、当社（導管部門）は必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。

（4）当社（導管部門）は、次の事由のいずれかに該当するときは、ガスの供給を制限若しくは中止する場合があります。また、当社（導管部門）は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限又は中止する旨をお知らせすることがあります。

①　災害等その他の不可抗力による場合
②　ガス工作物に故障が生じた場合
③　ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
④　法令の規定による場合
⑤　ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
⑥　ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
⑦　保安上又はガスの安定供給上必要な場合
⑧　その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合

（5）当社（導管部門）がガスの供給の制限又は中止をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応させていただきます。

（6）当社（導管部門）は、３３（2）に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び本項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

３５．供給停止

（1）当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に１５日間及び５日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも２回予告いたします。

①　支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
②　当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
③　この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合
④　４３各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
⑤　ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
⑥　その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

（2）当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

・クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合

３６．供給停止の解除

（１）３５（１）の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

①　３５（１）①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合

②　３５（１）②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合

③　３５（１）③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

（２）３５（２）の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。

３７．供給制限等の賠償

（１）当社が１０(4)、３４又は３５の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

（２）当社（導管部門）が３４又は３５の規定により供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社（導管部門）の責めに帰すべき事由がないときは、当社及び当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。

Ⅶ 保　　安

３８．供給施設の保安責任

（１）内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、お客さまの資産となる３（10）の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

（２）当社（導管部門）は、ガス事業法令の定めるところにより、（１）の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

（３）当社（導管部門）は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社（導管部門）は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

（４）お客さまが当社（導管部門）の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社及び当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。

３９．周知及び調査義務

（１）当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。

（２）当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。

（３）当社は、（２）のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

（4）ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、（1）から（3）の周知及び調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
（5）当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

４０．保安に対するお客さまの協力

（1）お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社（導管部門）に通知していただきます。この場合、当社（導管部門）が、直ちに適切な処置をとります。
（2）当社又は当社（導管部門）は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにしていただく場合があります。なお、その方法は、当社又は当社（導管部門）がお知らせします。供給又は使用の状態が復旧しないときは、（1）の場合に準じて当社（導管部門）に通知していただきます。
（3）お客さまは、３８（3）及び３９（2）のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
（4）当社又は当社（導管部門）は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
（5）当社（導管部門）は、お客さまが当社（導管部門）の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは３３（2）に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
（6）お客さまは、当社（導管部門）が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
（7）当社（導管部門）は、必要に応じてお客さまの３（10）の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

４１．お客さまの責任

（1）お客さまは、３９（1）の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。
（2）お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。
（3）お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社（導管部門）の指定する場所に当社（導管部門）が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）はお客さまに負担していただきます。
（4）お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
③ ３３（2）に規定する供給ガスに適合するものであること
④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
⑤ 当社（導管部門）が認めた安全装置を備えるものであること

（5）ガス事業法第６２条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。

① ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと

② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと

③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること

４２．供給施設等の検査

（1）お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。（2）（3）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。

（2）お客さまは、当社（導管部門）に内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び３（15）に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまに負担していただきます。

（3）お客さまは、当社に消費機器が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまに負担していただきます。

（4）当社は（1）及び（3）、当社（導管部門）は（2）に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

（5）お客さまは、当社が（1）及び（3）、当社（導管部門）が（2）に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

Ⅷ その他

４３．使用場所への立ち入り

当社又は当社（導管部門）は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

（1）当社の作業

① 消費機器の調査のための作業

② １０（1）（3）（4）の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業

（2）当社（導管部門）の作業

① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）

② 供給施設の検査のための作業

③ 当社（導管部門）の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業

④ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業

（3）当社又は当社（導管部門）の作業

① ３４又は３５の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業

② その他保安上の理由により必要な作業

４４．お客さまに関する情報の取扱い

（１）当社は、当社（導管部門）に３９（２）の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。

（２）消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客さまの情報を当社（導管部門）から提供を受けます。

付　則

１．この小売約款の実施期日

この小売約款は、平成３０年４月２０日から実施します。

２．この小売約款の掲示

当社は、この小売約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の１５日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

（別表第１）この小売約款の適用地域

以下の一般ガス導管事業者の供給区域等（詳細は、下記のガス導管事業者の最終保障供給約款を参照ください）

当社（導管部門）

（別表第２）本支管工事費の当社（導管部門）の負担額

（１）ガスメーターの能力別当社（導管部門）負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター１個につき当社（導管部門）の負担する金額
４立方メートル毎時以下	８６，４００円
６立方メートル毎時	１２９，６００円
１０立方メートル毎時	２１６，０００円
１６立方メートル毎時	３４５，６００円
２５立方メートル毎時	５４０，０００円
４０立方メートル毎時	８６４，０００円
６５立方メートル毎時	１，４０４，０００円
１００立方メートル毎時	２，１６０，０００円

（２）（１）以外のガスメーターを設置する場合の当社（導管部門）負担額は、設置するガスメーターの能力１立方メートル毎時につき２１，６００円の割合で計算した金額といたします。

（３）３３（３）の規定に基づく圧力のガスを供給する場合の当社（導管部門）負担額は、１及び２により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

＜係数＞

最高圧力が０．１メガパスカル以上０．３メガパスカル未満の場合・・・・　２

最高圧力が０．３メガパスカル以上１メガパスカル未満の場合　・・・・・　４

（別表第３）本支管及び整圧器

	口　　径
本支管	４０㎜ ５０㎜ １００㎜ １５０㎜ ２００㎜ ３００㎜ ４００㎜ ４０㎜ ４０㎜ ただし、最高使用圧力が０．１MPa 以上の導管を用いる場合には、口径１００㎜以上といたします。
整圧器	５０㎜ ７５㎜ １００㎜ １５０㎜ ２００㎜

（別表第４）ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

１．速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

２．遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備　考）

Ｖ は、１８(9)の規定により算定する使用量

V_1は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

Ａ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

（別表第５）最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

（備　考）

Ｖ は、１８(１２)の規定により算定する使用量

Ｐ は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V_1は、ガスメーターの検針量

（別表第６）適用する料金表

１．　適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから２０立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表Ｂ　使用量が２０立方メートルを超え、１２５立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表Ｃ　使用量が１２５立方メートルを超え、５００立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表Ｄ　使用量が５００立方メートルを超え、１，０００立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表Ｅ　使用量が１，０００立方メートルを超え、２，０００立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表Ｆ　使用量が２，０００立方メートルを超える場合に適用いたします。

２．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は２３の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（２）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（３）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）
② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

3．料金表A（消費税等相当額を含みます。）

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1，415．86円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	302．85円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4．料金表B

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1，631．86円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	292．05円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5．料金表C

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2，981．86円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	281．25円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6．料金表D

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	8，381．86円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	270．45円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7．料金表E

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	19，181．86円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	259．65円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

8．料金表F

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	40，781．86円

（2）基準単位料金

1立方メートルにつき	248．85円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第７）早収料金の日割計算（１）

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第６の料金表Ａ、料金表Ｂ又は料金表Ｃの適用区分は、料金算定期間の使用量に３０を乗じ、次の日割計算日数で除した１か月換算使用量によります。

（１）日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／３０

（備　考）

① 基本料金は、別表第６の料金表における基本料金

② 日割計算日数は、料金算定期間の日数

③ 計算結果の小数点第３位以下の端数切捨て

（２）従量料金

別表第６の料金表における基準単位料金又は２３の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６における適用基準と同様といたします。

(別表第８）早収料金の日割計算（２）

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第６の料金表Ａ、料金表Ｂ又は料金表Ｃの適用区分は、料金算定期間の使用量に３０を乗じ、３０から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した１か月換算使用量によります。

（１）日割計算後基本料金

基本料金×（３０－供給中止期間の日数）／３０

（備　考）

① 基本料金は、別表第６の料金表における基本料金

② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、３１日以上の場合は３０

③ 計算結果の小数点第３位以下の端数切捨て

（２）従量料金

別表第６の料金表における基準単位料金又は２３の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６における適用基準と同様といたします。

(別表第９）標準熱量より２パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D=\frac{F\times(C-A)}{C}$$

（備　考）

Ｄ＝　２４(3)の規定により算定する金額

Ｆ＝　２２の規定により算定した従量料金

Ｃ＝　３３(2)に規定する標準熱量

Ａ＝　ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

（別表第１０）燃焼速度・ウォッベ指数

（１）燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の算式によって得られる数値をいいます。

［算　式］ＭＣＰ＝Σ（ＳｉｆｉＡｉ）／Σ（ｆｉＡｉ）×（１－Ｋ）

ＭＣＰは、燃焼速度
Ｓｉは、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値
ｆｉは、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値
Ａｉは、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）
Ｋ　は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K=\frac{\Sigma A_i}{\Sigma(\alpha_i A_i)}\left\{\frac{2.5CO_2+N_2-3.77O_2}{100-4.77O_2}+\left[\frac{N_2-3.77O_2}{100-4.77O_2}\right]^2\right\}$$

α_iは、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値
CO_2は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）
N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）
O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭　素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
Ｓｉ	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
ｆｉ	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

（２）ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

［算　式］　ＷＩ　＝　Ｈ　／　$\sqrt{a}$

ＷＩ　＝ウォッベ指数
ａ　　＝ガスの空気に対する比重
Ｈ　　＝ ガスの熱量（メガジュール）

（3）燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガス グループ	ウォッベ指数（ＷＩ）		燃焼速度（ＭＣＰ）	
		最小値	最大値	最小値	最大値
１３Ａ	１３Ａ	52.7	57.8	35	47
１２Ａ	１２Ａ	49.2	53.8	34	47
６Ａ	６Ａ	24.5	28.2	34	45
５Ｃ	５Ｃ	21.4	24.7	42	68
６Ｂ	Ｌ１	24.9	28.7	42.5	62
６Ｃ		23.7	27.4	42.5	71
７Ｃ		25.7	28.9	47	78
５Ａ	Ｌ２	19.6	22.6	32	52.5
５Ｂ		19.4	22.4	36	54
５ＡＮ		19.0	20.8	29	43
４Ａ	Ｌ３	16.2	18.0	35	51
４Ｂ		16.2	18.2	37	62
４Ｃ		16.5	18.6	40	64